

重 要 事 項 説 明 書

H250718 改

		記入年月日	平成 2 5 年 7 月 1 日
記入者名	清水 雄三	所属・職名	サニーライフ北与野 支配人

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
	事業主体の名称	法人の種類	営利法人	
		名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ かわしまこーぼれーしょん 株式会社 川島コーポレーション	
	事業主体の主たる 事務所の所在地	〒292-1161	千葉県君津市東猪原 248 番地 2	
	事業主体の連絡先	電話番号	0 4 3 9 - 3 7 - 3 6 0 0	
		F A X 番号	0 4 3 9 - 3 7 - 3 6 0 3	
		ホームページ	なし	
		アドレス	<u>あり</u> : http://www.sunnylife-group.co.jp	
	事業主体の代表者の 職名及び氏名		職名	代表取締役
			氏名	川島 輝雄
事業主体の設立年月日		平成 2 年 9 月 1 7 日		

事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	サニーライフ大宮	さいたま市大宮区三橋 1-507-2
			サニーライフ埼玉	さいたま市北区宮原町 2-124-7
			サニーライフ東浦和	さいたま市緑区東浦和 8-1-2
			サニーライフ越谷	越谷市赤山町 3-197-1
			サニーライフ戸田公園	戸田市本町 2-9-8
			サニーライフ南浦和	さいたま市南区文蔵 3-25-1
			浦和やわらぎ苑	さいたま市浦和区本太 3-4-13
			東川口やわらぎ苑	川口市戸塚 2-21-18
			大宮やわらぎ苑	さいたま市大宮区上小町 464
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時訪問介護・看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
複合型サービス	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	サニーライフ大宮	さいたま市大宮区三橋 1-507-2
			サニーライフ埼玉	さいたま市北区宮原町 2-124-7
			サニーライフ東浦和	さいたま市緑区東浦和 8-1-2

			サニーライフ越谷	越谷市赤山町 3-197-1
			サニーライフ戸田公園	戸田市本町 2-9-8
			サニーライフ南浦和	さいたま市南区文蔵 3-25-1
			浦和やわらぎ苑	さいたま市浦和区本太 3-4-13
			東川口やわらぎ苑	川口市戸塚 2-21-18
			大宮やわらぎ苑	さいたま市大宮区上小町 464
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーむ さにーらいふきたよの 有料老人ホーム サニーライフ北与野	
施設の所在地	〒338-0001	埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目9番11号
施設の連絡先	電話番号	048-853-2700
	FAX番号	048-851-6633
	ホームページ	なし
	アドレス	あり: http:// www.sunnylife-group.co.jp
施設の開設年月日		平成16年2月1日
施設の管理者の職名及び氏名	職名	支配人
	氏名	清水 雄三
施設までの主な利用交通手段		
JR 埼京線 北与野駅西口下車 徒歩4分(約320m)		
施設の類型 及び表示事項	類型	介護付有料老人ホーム(一般型)
	居住の権利形態	利用権方式
	利用金額の支払い方式	月払い方式
	入居時の要件	入居時 自立・要支援・要介護
	介護保険	さいたま市指定介護保険特定施設 (一般型特定施設入居者生活介護) (一般型介護予防特定施設入居者生活介護)
	介護居室区分	全室個室
	有料老人ホームの介護にかかわる職員体制	3:1以上 なお、職員配置基準は非常勤職員を常勤職員に換算する方法で行います。 また、常時要介護者3.0人に職員1人がお世話するものではありません。
介護保険事業所番号	さいたま市指定 1176502571	
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日及び指定又は許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合には、その年月日)		
事業の開始(予定)年月日		平成16年3月1日
指定の年月日		平成16年3月1日
指定の更新年月日		平成22年3月1日

職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人 数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1				1	1
生活相談員	1				1	1
看護職員	3		1		4	3.7
介護職員	18	3	3		24	19.6
機能訓練指導員	1				1	1
計画作成担当者	1				1	1
栄養士	1				1	1
調理員	2				2	2
事務員	2				2	2
その他従業者		3			3	2.1
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				40 時間		
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人 数
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士	4	2				
実務者研修	1		1			
介護職員初任者研修	1 1					
介護支援専門員						
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人 数
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師						
柔道整復士						
あん摩マッサージ 指圧師	1					
夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数						
人 数		夜勤帯平均人数 (19 時 30 分～翌 7 時 30 分)		最少時人数 (休憩者等を除く)		
看護職員						
介護職員		2		2		

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態																																																		
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数																																												
	専従	非専従	専従	非専従																																														
生活相談員	1				1	1.0																																												
看護職員	3		1		4	3.7																																												
介護職員	18	3	3		24	19.6																																												
機能訓練指導員	1				1	1.0																																												
計画作成担当者	1				1	1.0																																												
その他従業者	6	3			9	8.1																																												
1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間						40時間																																												
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。																																																		
従業者である介護職員が有している資格 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延べ人数</th> <th colspan="2">常勤</th> <th colspan="2">非常勤</th> </tr> <tr> <th>専従</th> <th>非専従</th> <th>専従</th> <th>非専従</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>4</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実務者研修</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護職員初任者研修</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							延べ人数	常勤		非常勤		専従	非専従	専従	非専従	社会福祉士					介護福祉士	4	2			実務者研修	1		1		介護職員初任者研修	11				介護支援専門員														
延べ人数	常勤		非常勤																																															
	専従	非専従	専従	非専従																																														
社会福祉士																																																		
介護福祉士	4	2																																																
実務者研修	1		1																																															
介護職員初任者研修	11																																																	
介護支援専門員																																																		
従業者である機能訓練指導員が有している資格 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延べ人数</th> <th colspan="2">常勤</th> <th colspan="2">非常勤</th> </tr> <tr> <th>専従</th> <th>非専従</th> <th>専従</th> <th>非専従</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学療法士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師及び准看護師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>柔道整復士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>あん摩マッサージ指圧師</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							延べ人数	常勤		非常勤		専従	非専従	専従	非専従	理学療法士					作業療法士					言語聴覚士					看護師及び准看護師					柔道整復士					あん摩マッサージ指圧師	1								
延べ人数	常勤		非常勤																																															
	専従	非専従	専従	非専従																																														
理学療法士																																																		
作業療法士																																																		
言語聴覚士																																																		
看護師及び准看護師																																																		
柔道整復士																																																		
あん摩マッサージ指圧師	1																																																	
管理者の他の職務との兼務の有無					あり	なし																																												
管理者が有している当該業務に係る資格等	なし	あり	資格等の名称																																															
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合					3.0 : 1 以上																																													

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等						
	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度 1 年間の採用者数	1	0	6	0	1	0
前年度 1 年間の退職者数	1	0	4	0	1	0
業務に従事した経験年数						
1 年未満の者の人数	1		3	1	1	
1 年以上 3 年未満の者の人数		1	3			
3 年以上 5 年未満の者の人数			1 1	2		
5 年以上 10 年未満の者の人数	2		4			
10 年以上の者の人数						
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度 1 年間の採用者数	0	0	0	0		
前年度 1 年間の退職者数	0	0	0	0		
業務に従事した経験年数						
1 年未満の者の人数						
1 年以上 3 年未満の者の人数	1					
3 年以上 5 年未満の者の人数						
5 年以上 10 年未満の者の人数			1			
10 年以上の者の人数						
従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針		
・介護保険法の趣旨に従い、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ・入居者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、サービスの提供に努めるものとする。 ・地域との結びつきを重視し、関係行政との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。 ・事業の運営にあたっては、安定且つ継続的な事業運営に努める。		
介護サービスの内容、利用定員等		
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙「介護サービス等の一覧」	
協力医療機関の名称	医療法人 社団協友会 東大宮総合病院	
（協力の内容） 診療科目：内科、外科、皮膚科、泌尿器科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、整形外科、リハビリテーション科 所在地：さいたま市見沼区東大宮 5-18 所要時間：約 16 k m 自動車で約 40 分 協力内容：入居者の受診、治療・入院協力、他病院の紹介、時間外の受診、治療の受け入れ、 入居者の病状急変時の対応		
	医療法人 明浩会 西大宮病院	
（協力の内容） 診療科目：内科、外科、皮膚科、循環器内科、泌尿器科、脳神経外科、消化器科、リハビリテーション科 所在地：さいたま市大宮区三橋 1-1173 所要時間：約 8 k m 自動車で約 20 分 協力内容：入居者の受診、治療・入院協力、他病院の紹介、時間外の受診、治療の受け入れ、 入居者の病状急変時の対応		
	医療法人 社団双愛会 大宮双愛病院	
（協力の内容） 診療科目：内科、外科、皮膚科、循環器内科、泌尿器科、整形外科、大腸肛門科、糖尿病外来 所在地：さいたま市大宮区堀の内町 2-160 所要時間：約 8 k m 自動車で約 20 分 協力内容：入居者の受診、治療・入院協力、他病院の紹介、時間外の受診、治療の受け入れ、 入居者の病状急変時の対応		
	医療法人 三慶会 指扇病院	
（協力の内容） 診療科目：内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、耳鼻咽喉科、歯科 所在地：さいたま市西区宝来 1348-1 所要時間：約 12 k m 自動車で約 30 分 協力内容：入居者の受診、治療・入院協力、他病院の紹介、時間外の受診、治療の受け入れ、 入居者の病状急変時の対応		

		さいたま往診クリニック	
(協力の内容) 診療科目：内科、消化器内科 所在地：埼玉県富士見市鶴瀬東 1-6-11 鶴瀬 SS ビル 1 階 B 所要時間：約 13 k m 自動車で約 30 分 協力内容：入居者の往診、訪問診療（月 2 回医師の来館による）、治療・入院の協力、他病院の紹介、夜間のオンコール、入居者の病状急変時の対応			
		医療法人社団ユーアイエメリー会 大宮すずのきクリニック	
(協力の内容) 診療科目：精神科 所在地：さいたま市北区東大成町 2-251 所要時間：約 8 k m 自動車で約 20 分 協力内容：入居者の受診、治療			
協力歯科医療機関	なし	あり	その名称 ラビット歯科
(協力の内容) 診療科目：訪問歯科診療 所在地：埼玉県戸田市新増 1292-4 所要時間：約 16 k m 自動車で約 40 分 協力内容：訪問診療（週 1 回歯科医師の来館による）			
協力歯科医療機関	なし	あり	その名称 山内歯科クリニック
(協力の内容) 診療科目：歯科診療 所在地：さいたま市中央区上落合 2-9-3 所要時間：約 160m 徒歩 2 分 協力内容：入居者必要時の通院による治療			
要介護時における居室の住替えに関する事項			
要介護時に介護を行う場所			
介護については、入居されている居室において介護いたします。			

入居後に居室を住み替える場合			
一時介護室へ移る場合			
判断基準・手続について			
(その内容)			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容)			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の変更の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容)			
介護居室へ移る場合			
判断基準・手続について			
(その内容)			
・入居者の健康管理上、居室の移動が必要と認めた時は、医師に所見を求め、これをもとに一定の観察期間を設け、かつ入居者及び入居者の身元引受人の同意を得て、居室の移動を行う場合があります。 ・施設管理運営上又は入居者に介護サービスを提供する上で支障がないと認める時は入居者の求めに従い居室の移動を行うことができます。 ・入居者は居室の移動に伴い、原状回復の義務を負うものとします。			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容)			
・利用権の対象居室は住み替え後の対象居室に変更となります。			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の変更の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容)			

	その他 ()	なし	あり
	判断基準・手続について		
	(その内容)		
	追加的費用の有無	なし	あり
	居室利用権の取扱い		
	(その内容)		
	入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
	従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
	従前居室との仕様の変更		
	便所の変更の有無	なし	あり
	浴室の変更の有無	なし	あり
	洗面所の変更の有無	なし	あり
	台所の変更の有無	なし	あり
	その他の変更の有無	なし	あり
	(その内容)		
施設の入居に関する要件			
自立している者を対象		なし	あり
要支援の者を対象		なし	あり
要介護の者を対象		なし	あり
留意事項	概ね、60 歳以上、健康な方及び日常生活で介護の必要な方		
契約の解除の内容	◎事業者からの契約解除 1) 入居者が次のいずれかに該当し、且つ、これによって本契約を将来にわたってこれ以上維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合は、事業者は書面にて入居者に通知し、通知の翌日を起算日とし、90 日の予告期間をもうけ、契約を解除することができる。その際、入居者は事業者に対し弁明する機会が与えられる。 ① 入居契約書に虚偽の事項を記載する等不正手段により入居し、事業者の求めにもかかわらず、これを訂正しないとき。 ② 故意に居室、その他施設建物、付帯設備、什器備品、建築物及び植栽等を汚損、破損または、滅失したとき。 ③ 施設に対してみだりに張り紙、広告掲示を行い、あるいは施設を利用して商行為を行ったとき。 ④ 他の入居者に迷惑となる騒音の発生、あるいは危険物又は悪臭を発する機材、物品の持込、又は保管を行い、事業者の求めにもかかわらず騒音の発生を停止せず、あるいは危険物又は悪臭を発する機材、物品を撤去しないとき。 ⑤ 共用部分を不法に占有し、あるいは物品を頻繁に放置して、業者の求めに反して撤去しないとき。 ⑥ 事業者の再三の警告にもかかわらず頻繁に、居室及び共用施設、敷地の利用方法に関して、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用しないとき。 ⑦ 事業者の承諾なく、居室又は共用施設、若しくは敷地内において動物を飼育したとき。		

	⑧ 身元引受人、その家族、あるいは第三者らを居室に同居させたとき。 ⑨ 故意または過失により居室、その他施設建物、付帯設備、什器備品、建築物及び植栽等を汚損、破損、あるいは滅失させた時に、入居者あるいは入居者の身元引受人らの費用負担において直ちに修繕あるいは賠償をしなかったとき。 ⑩ 居室の全部または一部を第三者に利用させ、若しくは居室の利用権を譲渡し、又は担保の用に供し、あるいは居室を他の入居者の居室と交換したとき。 ⑪ 入居者の日常行為が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼし、事業者の提供する通常の介護ではこれを防ぐことができないとき（但し、認知症あるいは特定の疾病に基づくものであると医師から診断され、医療機関において通院又は入院等による治療中である場合は除く）。 2) 管理費その他の費用の支払いの遅滞を3カ月以上解消しない時は、通知の翌日を起算日とした90日間の予告期間を設けずに契約解除できるものとする。なお、遅滞分は月額利用料の支払いに併せて支払うものとする。 ◎入居者からの契約解除 入居者は書面にて事業者へ通知し、通知後30日の予告期間をもうけて、本契約を解除することができる。但し、該当予告期間が経過するも、なお入居者が任意に居室を明け渡さない時は、前項の解除通知はなかったものとみなす。
体験入居の内容	体験入居可能（最長1週間） 費用は1日当たり12,600円（消費税込・介護保険適用外・食事含む）
入居定員	62名
その他	

入居者の状況						
入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日　平成 25 年 6 月 30 日現在）						
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
6 5 歳未満						0
6 5 歳以上 7 5 歳未満		1			1	2
7 5 歳以上 8 5 歳未満	2	5	3	9	3	22
8 5 歳以上	2	6	8	8	10	34
	自立	要支援 1	要支援 2			合計
6 5 歳未満						0
6 5 歳以上 7 5 歳未満	1					1
7 5 歳以上 8 5 歳未満						0
8 5 歳以上		1				1
入居者の平均年齢	85.5 歳					
入居者の男女別人数	男性	13		女性	47	
入居率（一時的に不在となっている者を含む）					96.8%	
前年度に退去した者の人数						
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
自宅等	1			1		2
社会福祉施設					1	1
医療機関	1	2	1	1	4	9
死亡者			1	3	7	11
その他		1		1		2
	自立	要支援 1	要支援 2			合計
自宅等						0
社会福祉施設						0
医療機関			1			1
死亡者						0
その他						0
入居者の入居期間						
入居期間	6 ヶ月未満	6 ヶ月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上
入居者数	12	7	25	15	1	0

施設、設備等の状況									
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物				なし	あり			
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物				なし	あり			
居室の状況	区分			室数	人数	1の居室の床面積			
	一般居室個室	あり	なし			㎡			
	一般居室相部屋	あり	なし			㎡			
						㎡			
						㎡			
	介護居室個室	あり	なし	62		12.44～12.84 ㎡			
	介護居室相部屋	あり	なし			㎡			
					㎡				
一時介護室	あり	なし			㎡				
共用便所の設置数	3	うち男女別の対応が可能な数				3			
		うち車いす等の対応が可能な数				3			
個室の便所の設置数	0	個室における便所の設置割合				0			
		うち車いす等の対応が可能な数				0			
浴室の設備状況	浴室の数 1	個浴	大浴槽		特殊浴槽	リフト浴			
		0	1		1	0			
その他、浴室の設備に関する事項		1階に設置 63.18 ㎡							
食堂の設備状況	1階に設置（機能訓練室兼用）					131.22 ㎡			
入居者等が調理を行う設備状況		なし			あり				
その他、共用施設の設備状況									
なし	あり	(その内容) 健康管理室（1階 14.58 ㎡）、各階に談話コーナー設置（11.88 ㎡） 機能訓練室（1階 食堂兼用 131.22 ㎡）							
バリアフリーの対応状況									
(その内容) 車椅子の利用等、高齢者の生活の支障のないように配慮。 館内の段差にはスロープを設置する。									
緊急通報装置の設置状況		なし	一部あり		全居室内にあり				
外線電話回線の設置状況		なし	一部あり		全居室内にあり				
テレビ回線の設置状況		なし	一部あり		全居室内にあり				
施設の敷地に関する事項									
敷地の面積		1459.89 ㎡							
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり		あり				
抵当権の設定		なし		あり					
貸借（借地）									
なし	あり	契約期間	始		終				
		契約の自動更新		なし		あり			
施設の建物に関する事項									
建物の構造		鉄筋コンクリート造地上3階建							
建物の延床面積		2052.97 ㎡							
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり		あり				
抵当権の設定		なし		あり					
貸借（借家）									
なし	あり	契約期間	始	平成15年9月1日	終	平成35年8月31日			
		契約の自動更新		なし		あり			

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況				
事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口				
窓口の名称		① サニーライフ北与野 生活相談員 ② サニーライフ東京事務所 お客様相談室		
電話番号		① 048-853-2700 ② 0120-17-0036 (フリーダイヤル)		
対応している時間		平日	8:30~17:30 (①) 9:00~17:00 (②)	
		土曜	8:30~17:30 (①)	
		日曜・祝日	8:30~17:30 (①)	
定休日等		無 (①)、土・日・祝祭日・年末年始 (②)		
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等				
窓口の名称		① さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課 ② さいたま市中央区役所高齢介護課 ③ 埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口		
電話番号		① 048-829-1264 ② 048-840-6067 ③ 048-824-2568		
対応している時間		平日	8:30~17:15 (①②) 8:30~17:00 (③)	
		土曜		
		日曜・祝日		
定休日等		土曜日、日曜・祝日、年末・年始		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応				
損害賠償責任保険の加入状況				
なし	あり	(その内容) 三井住友海上火災保険株式会社：福祉事業者総合賠償責任保険 介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に 障害が発生した場合は、地震・火災・風水害・盗難等及び不慮の事故又は入居 者の故意によるもの等を除いて速やかに損害を賠償します。但し、入居者に重 大な過失がある場合には、損害を減ずることがあります。		
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること				
なし	あり	(その内容) 施設で賠償すべき事故が発生した場合、本部において速やかにそ の対策を検討し、賠償すべき事故と判断したときは所要の措置を講ずるものと する。		
サービスの提供内容に関する特色等				
(その内容) ・入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ・入居者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 サービスの提供に努めます。				
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等				
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況				
なし	あり	実施した年月日	意見箱の設置 常時	
		当該結果の開示状況	なし	あり
第三者による評価の実施状況				
なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		当該結果の開示状況	なし	あり

5. 利用料金

利用料の支払い方法	一時金方式	月払い方式	選択方式
敷金	0 円 (家賃の ヶ月分)		
一時金方式			
一時金及び月単位で支払う利用料			
年齢に応じた金額設定	なし		あり
要介護状態に応じた金額設定	なし		あり
料金プラン			
プラン名称	一時金	月額	(内訳)
		計	家賃相当額 介護費用 食費 光熱水費 管理費
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。			
算定根拠	家賃相当額		
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	
	食費		
	光熱水費		
	管理費		
	一時金		
一時金の償却に関する事項			
償却開始日の設定		入居日	
初期償却率 (%)			
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額			
権利金等 (※) の額			
(※) 平成 24 年 3 月 31 日までに老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により届出がされた施設に限る。			
償却年月数 (想定居住期間)			
契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例			
保全措置の実施状況		なし	あり (保全先)
三月以内の契約終了による返還金について			
三月の起算日		入居日	
契約終了日までの利用期間に係る利用料及び現状回復のための費用の算定方法			
一時金の支払方法			

月払い方式							
月単位で支払う利用料							
年齢に応じた金額設定		なし		あり			
要介護状態に応じた金額設定		なし		あり			
料金プラン							
プラン名称		(内訳)					
		計	家賃相当額	介護費用	食費	光熱水費	管理費
自立		149,000 円	85,000 円		34,000 円		30,000 円
要支援 1～2		149,000 円	85,000 円		34,000 円		30,000 円
要介護 1～5		149,000 円	85,000 円		34,000 円		30,000 円
なお、自立は上記の他に生活サポート費として 35,000 円を頂きます。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。							
算定根拠	家賃相当額		建物貸主への賃借料、建物維持に係る費用等をベースに近隣家賃相場及び高齢者向け設計による機能性・利便性を勘案し算定。(非課税)				
	介護費用		※介護保険サービスの自己負担額は含まない。				
	食費		1 日 3 食分・おやつ等の食材の仕入原価（食材費）および厨房人件費・厨房設備費・諸経費（基本料金）により算定。食材費（600 円×30 日＝18,000 円）、基本料金（16,000 円）。				
	光熱水費		—				
	管理費		共用施設の保守・点検費、修理費、清掃費、衛生費等および管理部門の人件費、事務費により算定。				
一時金方式・月払い方式共通							
介護保険サービスの自己負担額							
内容		※要介護度に応じて介護費用の 1 割を徴収する。					
人員配置が手厚い場合の介護サービス（再掲）				なし		あり	
内容							
利用料		円（ 月額 ・ 日額 ）					
算定根拠							
支払い方法		月単位（日割り計算の有無 あり ・ なし ）					
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料							
個別的な選択による生活支援サービス				なし		あり	
算定根拠		サービスの原価と利用者の負担感とのバランス等を考慮しつつ低廉に設定。具体的には別紙「介護サービス等の一覧表」を参照。					
料金改定の手続							
人件費・物価の変動等に基づき運営懇談会の意見を聞いて決定します。							

6. その他

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		あり	なし
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項			
なし			
あり	(その内容) ・介護居室のある区域の廊下は中廊下2.7mとすべきところ1.6mであること。 ・介護居室の面積は13.2㎡とすべきところ12.44㎡と12.84㎡であること。		

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

※ 様

説明年月日 年 月 日

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

介護サービス等の一覧

SL北与野

	自 立		要支援 ・ 要介護 1・2		要介護 3・4・5	
介護を行う場所	一般居室		介護居室		介護居室	
	月額利用料に 含むサービス	その都度 徴収する サービス	介護保険給付金及 び月額利用料に含 むサービス	その都度 徴収する サービス	介護保険給付金及 び月額利用料に含 むサービス	その都度 徴収する サービス
介護サービス		—				
○ 巡回						
昼間9時～17時	要望時及び適宜 対応	—	2時間毎巡回及び 適宜対応	—	2時間毎巡回及び 適宜対応	—
夜間17時～9時	要望時及び適宜 対応	—	2時間毎巡回及び 適宜対応	—	2時間毎巡回及び 適宜対応	—
○ 食事介助(食堂)	配膳 ・ 下膳	—	配膳・下膳・食事 毎見守り・一部介 助	—	配膳・下膳・食事 毎一部介助・ 全面介助	—
食事介助(居室)	健康状態により 居室配膳・下膳	左記以外 1回 500円	健康状態により 居室配膳・下膳 食事毎見守り・ 一部介助	—	健康状態により 居室配膳・下膳 食事毎見守り・ 全介助	—
○ 排泄						
排泄介助	—	—	トイレ又はポータ ブルトイレへの誘 導・一部又は全介 助・随時対応	—	トイレ又はポータ ブルトイレへの誘 導・一部又は全介 助・随時対応	
オムツ交換	—	—	状態により起床 時・日中・就寝前・ 就寝中1日6回程 度、及び適宜対応	—	状態により起床 時・日中・就寝前・ 就寝中1日6回程 度、及び適宜対応	
オムツ代金		実費		実費		実費

	自 立		要支援 ・ 要介護 1・2		要介護 3・4・5	
介護を行う場所	一般居室		介護居室		介護居室	
	月額利用料に 含むサービス	その都度 徴収する サービス	介護保険給付金及 び月額利用料に含 むサービス	その都度 徴収する サービス	介護保険給付金及 び月額利用料に含 むサービス	その都度 徴収する サービス
○ 入浴等						
一般入浴介助	週2回	—	週2回又は必要に 応じ対応、適宜更衣 介助・洗体・洗髪・ 一部介助	—	週2回又は必要に 応じ対応、適宜更衣 介助・洗体・洗髪・ 一部又は全介助	—
特浴介助 (一般入浴ができない場合)	—	—	週2回又は必要に 応じ対応、更衣介 助・洗体・洗髪・一 部又は全介助	—	週2回又は必要に 応じ対応、更衣介 助・洗体・洗髪・一 部又は全介助	—
清拭	健康状態により入 浴が困難な場合 入浴日以外でも 週2回又は必要 に応じ対応	—	健康状態により入 浴が困難な場合 入浴日以外でも 週2回又は必要 に応じ対応	—	健康状態により入 浴が困難な場合 入浴日以外でも 週2回又は必要 に応じ対応	—
○ 身辺介護						
体位交換			適宜対応	—	適宜対応	—
居室からの移動	必要に応じ対応	—	歩行介助(杖・歩行 器)車椅子誘導等、 移動時に適宜対応	—	歩行介助(杖・歩行 器)車椅子誘導等、 移動時に適宜対応	—
衣類の着脱	必要に応じ対応	—	起床時・就寝時・入 浴時及び必要に応 じ対応	—	起床時・就寝時・入 浴時及び必要に応 じ対応	—
身だしなみ		—	洗髪・髭剃り・化粧 毎日、歯磨き・入歯 洗浄1日3回、爪切 り・耳掃除適宜対応	—	洗髪・髭剃り・化粧 毎日、歯磨き・入歯 洗浄1日3回、爪切 り・耳掃除適宜対応	—
○ 機能訓練	必要に応じて、随時 指導員による指導	—	必要に応じて、随時 指導員による身体状 況に応じた指導	—	必要に応じて、随時 指導員による身体状 況に応じた指導	—

	自 立		要支援 ・ 要介護 1・2		要介護 3・4・5	
介護を行う場所	一般居室		介護居室		介護居室	
	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
○ 緊急通報装置等緊急連絡・緊急通報への対応	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	—
生活サービス						
○ 家事						
清 掃	週2回及び必要に応じ対応		週2回及び必要に応じ対応		週2回及び必要に応じ対応	
洗 濯	週2回及び必要に応じ対応		週2回及び必要に応じ対応		週2回及び必要に応じ対応	
シーツ交換	週1回又は必要に応じ対応	—	週1回又は必要に応じ対応	—	週1回又は必要に応じ対応	—
クリーニング	取次ぎ	実費	取次ぎ	実費	取次ぎ	実費
○ 理容・美容		要望時実費		要望時実費		要望時実費
○ 代 行						—
買い物	週1回指定日	左記以外 30分500円	週1回指定日	左記以外 30分500円	週1回指定日	左記以外 30分500円
役所手続き	週1回指定日	左記以外 30分500円	週1回指定日	左記以外 30分500円	週1回指定日	左記以外 30分500円
郵便物・宅配便の取次ぎ	随時	—	随時	—	随時	—

	自 立		要支援 ・ 要介護 1・2		要介護 3・4・5	
介護を行う場所	一般居室		介護居室		介護居室	
	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
健康管理サービス						
○ 健康診断	年2回	実費	年2回	—	年2回	—
○ 健康相談	随時	—	随時	—	随時	—
○ 生活指導	随時	—	随時	—	随時	—
○ 医療介助 医薬品の投与と管理	随時	—	随時	—	随時	—
体温・血圧・脈拍測定	1日1回、又は必要に応じて対応	—	1日1回、又は必要に応じて対応	—	1日1回、又は必要に応じて対応	—
○ 医師の往診	必要に応じて	医療保険制度で支給される以外の費用	必要に応じて	医療保険制度で支給される以外の費用	必要に応じて	医療保険制度で支給される以外の費用
通院・入院中・入退院時のサービス						
○通院時の準備と付添い	協力医療機関へは適時対応	協力病院以外は30分 500円	協力医療機関へは適時対応	協力病院以外は30分 500円	協力医療機関へは適時対応	協力病院以外は30分 500円
○入院・退院時の準備と付添い	協力医療機関へは適時対応	協力病院以外は30分 500円	協力医療機関へは適時対応	協力病院以外は30分 500円	協力医療機関へは適時対応	協力病院以外は30分 500円
○入院中のお見舞い	協力医療機関へは週1回又は適宜対応	協力病院以外は30分 500円	協力医療機関へは週1回又は適宜対応	協力病院以外は30分 500円	協力医療機関へは週1回又は適宜対応	協力病院以外は30分 500円

	自 立		要支援 ・ 要介護 1・2		要介護 3・4・5	
介護を行う場所	一般居室		介護居室		介護居室	
	月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
○ 医療費		医療保険制度で支給される以外の費用		医療保険制度で支給される以外の費用		医療保険制度で支給される以外の費用
その他のサービス ○レクリエーション	週2回	材料費実費負担	週2回	材料費実費負担	週2回	材料費実費負担
○誕生会	毎月1回	—	毎月1回	—	毎月1回	—
○季節の行事	随時	—	随時	—	随時	—
○クラブ活動	選択制	材料費実費負担	選択制	材料費実費負担	選択制	材料費実費負担
○生活預り金事務手数料		月額525円		月額525円		月額525円